

枚方市不育症検査費用助成事業申請の手引き（申請案内）



1. 事業の概要

枚方市では令和5年度より、不育症治療費への助成に加え、検査によりリスク因子を特定し、適切な治療及び出産につなげることができるよう不育症の原因検索のために受けた検査に係る費用への助成を実施します。

2. 助成の対象となる検査

区 分	検査項目	検査の詳細
(1) リスク因子の検査	子宮形態検査	・ 3D 超音波検査 ・ ソノヒステログラフィー (2D 超音波検査) ・ 子宮卵管造影検査 (HSG) ・ MRI ・ 子宮鏡検査
	内分泌検査	・ 甲状腺機能検査 (TSH、fT4)
	夫婦染色体検査	・ 染色体 G 分染法
	抗リン脂質抗体検査	・ 抗 β 2GPI IgG 抗体 ・ 抗 β 2GPI IgM 抗体 ・ β 2GPI 依存性 抗カルジオリピン 抗体 ・ 抗カルジオリピン IgG 抗体 ・ 抗カルジオリピン IgM 抗体 ・ ループスアンチコアグラント (LA) (aPTT 法、希釈ラッセル蛇毒時間 (dRVVT) 法、 リン脂質中和法) ・ 抗フォスファチジル エタノールアミン (PE) 抗体 IgG ・ 抗フォスファチジル エタノールアミン (PE) 抗体 IgM ・ フォスファチジルセリン依存性抗プロトロンビン (PS/PT) 抗体
	血栓性素因関連検査	・ プロテイン S ・ 第 XII 因子凝固活性 ・ プロテイン C ・ アンチトロンビン
	自己抗体検査	・ 抗 TP0 抗体 ・ 抗核抗体
	流死産胎児絨毛染色体検査	・ 流死産胎児絨毛染色体検査 G 分染法
(2) 先進医療の検査	国が先進医療として告示している検査 ・ 流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査） ・ 抗ネオセルフ β 2 グリコプロテイン I 複合体抗体検査	

3. 助成の対象となる経費・助成額・助成対象者

(1) リスク因子の検査

①対象となる経費

令和5年4月1日以降に国内の保険医療機関（保険診療を行う医療機関）で受診した際にかかった検査費用について助成します。

②助成額

1回の申請につき5万円を上限に助成します。

ただし、同じ年度内で、2回目以降の申請については、1年度につき5万円が助成額の上限です。

③助成対象者

次のいずれにも該当していること。

- (ア) 検査を開始した日（夫婦ともに検査を受けた場合はいずれか早い日）から申請日まで婚姻関係（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）にある夫婦である。
- (イ) 検査開始日から申請日まで、夫婦のいずれかが継続して枚方市の住民基本台帳に記録されている。
- (ウ) 2回以上の流産もしくは死産の既往があること、または医師に不育症と判断されている。
- (エ) 助成を受けようとする検査について、他の自治体から同様の助成を受けていない。

(2) 先進医療の検査

①対象となる経費

令和4年12月1日以降に対象検査を実施する医療機関として厚生労働省に届出又は承認がなされている保険医療機関で受診した際にかかった検査費用について助成します。（各医療機関が承認等された日以降に実施した検査に限られます。）

②助成額

1回の検査につき、費用の7割に相当する額（千円未満切り捨て）を助成します。

ただし、6万円を上限とします。

③助成対象者

次のいずれにも該当していること。

- (ア) 検査実施日から申請日まで婚姻関係（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）にある夫婦である。
- (イ) 検査実施日に夫婦のいずれかが枚方市の住民基本台帳に記録されている。
- (ウ) 2回以上の流産もしくは死産の既往がある。
- (エ) 助成を受けようとする検査について、他の自治体から同様の助成を受けていない。

4. 申請期限

検査終了日（検査実施日）の属する年度の末日、または検査終了日（検査実施日）から3か月以内の、どちらか遅い日まで。

※検査終了日…一連のリスク因子の検査の最後の検査日又は当該検査の説明を受けた日

※検査実施日…先進医療の検査の実施日

5. 申請書類

		必要書類	備考
全員が提出する書類	1	枚方市不育症検査費用助成事業申請書（様式第1号）	申請者・配偶者が記入してください。
	2	枚方市不育症検査費用助成事業受診等証明書（様式第2号）	検査を受けた医療機関で作成してもらってください。 ・夫婦が別の医療機関で検査を受けた場合、それぞれの医療機関で作成してもらってください。（1か所の医療機関で自己負担額が助成の上限額を超える場合は、1か所の医療機関の分だけで可。） ・この受診等証明書の作成には、各医療機関が定める文書料が必要となる場合がありますので、必ず医療機関に確認してください。（文書料は助成の対象外です。）
	3	申請者の振込口座情報が確認できるもの（通帳等の写し）	助成金振込先に指定した口座情報（金融機関名、支店名、口座名義、口座番号）が確認できるもの。
該当者する方のみ提出する書類	4	申請者及び配偶者の住民票	※枚方市の住民基本台帳に記録されている方は、枚方市で確認しますので提出不要です。 【枚方市外の住民基本台帳に記録されている方】 ・発行日より3か月以内の世帯全員のもので、世帯主・続柄の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。 ・夫婦が別居しており、いずれかが枚方市外の住民の場合は、その方の居住地の住民票が必要です。 ・法律婚の場合は、マイナンバーカード（表面）又は運転免許証の写しでもかまいません。
	5	夫婦であることを証明する書類（戸籍謄本等） 【初回申請時のみ】	※実施医療機関で婚姻関係が確認できていれば提出不要です。 ・発行日より3か月以内のもの。 ・事実婚関係の夫婦は、夫婦それぞれの戸籍謄本が必要です。
	6	事実婚関係に関する申立書（様式第3号）【事実婚のみ】	※実施医療機関で婚姻関係が確認できていれば提出不要です。

不育症への助成事業の詳細、様式等はこれから（市ホームページ）

枚方市 不育症

検索

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/kosodate/0000001783.html>



6. 申請先・問い合わせ先

下記あてに郵送または持参してください。

枚方市 健康福祉部 保健所 保健予防課

〒573-1197 大阪府枚方市禁野本町2丁目13-13（旧保健センター）

電 話（０７２）８０７—７６２５ FAX（０７２）８４５—０６８５

e-mail hoyobou@city.hirakata.osaka.jp

電話・窓口受付時間（土・日・祝日・年末年始除く） ９：００～１７：３０

※郵送の場合は、簡易書留又は特定記録郵便をお願いします。

※郵送の場合の申請日は消印日となります。

7. 助成金の支給

申請された書類を審査し、承認・不承認の結果を書面にて通知します。

承認決定通知後に指定された口座に助成金を振り込みます。なお、助成金の振込は、原則として申請受付日から３か月程度を要します。

不育症検査費用助成事業 Q & A

（１）共通事項

	質 問	回 答
1	所得の制限はありますか。	制限はありません。
2	年齢制限や回数制限はありますか。	制限はありません。
3	受診等証明書は有料でしょうか。また有料の場合は助成の対象となるのでしょうか。	受診等証明書の発行手数料（文書料）は、医療機関ごとに異なるため、作成を依頼する医療機関へご確認ください。 本事業の助成対象は検査費用のみですので、受診等証明書の発行手数料（文書料）は対象外となります。
4	申請書の申請者欄は誰を記入すればよいですか。	検査開始日から申請日までの間、枚方市に継続して住民基本台帳に記録されていれば夫婦どちらでも申請者になることができます。ただし、助成金の振込は申請者の名義の口座になります。
5	申請書の日付欄はいつの日付を記入すればよいのですか。	保健所に申請書を提出する日です。 なお、郵送申請の場合は消印日が申請日となります。
6	単身赴任で別居しており、夫は枚方市外に居住していますが、住民票は夫婦それぞれ提出が必要ですか	枚方市の住民基本台帳に記録されている方は、市で確認できますので提出不要です。ご夫婦のいずれかが枚方市外の住民基本台帳に記録されている場合は、その方の世帯全員の住民票の提出が必要です。 なお、法律婚の場合は、マイナンバーカード（表面）又は運転免許証の写しでもかまいません。

	質 問	回 答
7	住民票にマイナンバーの記載は必要ですか。	マイナンバーの記載は不要です。
8	住民票や戸籍謄本は有効期限がありますか。	発行日より3か月以内となります。
9	夫婦であることを証明する書類とはどのようなものですか。	婚姻関係、婚姻日を確認するため、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）を提出してください。また、事実婚の場合は他に法律上の配偶者がいないことを確認するため、夫婦それぞれの戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）を提出してください。外国籍の夫婦の場合は結婚証明書等を提出してください。 <u>実施医療機関で婚姻関係が確認できていれば提出不要です。</u>
10	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）を取り寄せたところ、除籍になっています。婚姻日と配偶者の名前が記載されているので、このまま提出してよいですか。	除籍後の婚姻関係が確認できないため、新たに編成された戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）を提出してください。 <u>実施医療機関で婚姻関係が確認できていれば提出不要です。</u>
11	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等婚姻関係を証する書類は申請の都度に提出が必要ですか。	初回の申請時のみです。2回目の申請からは提出不要です。 <u>実施医療機関で婚姻関係が確認できていれば提出不要です。</u>
12	事実婚の場合は申立書を提出するだけでよいですか。	事実婚の場合は他に法律上の配偶者がいないことを確認するため、夫婦それぞれの戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）を提出してください。
13	領収書の添付は必要ですか。	必要ありません。
14	いつまでに申請しなければいけないのでしょうか。	①リスク因子の検査費助成申請の場合 検査終了日（一連の検査の中で最後に受けた検査の日又は当該検査結果の説明を受けた日）の属する年度の末日又は検査終了日から3か月以内のどちらか遅い日 ②先進医療の検査 検査実施日の属する年度の末日又は検査実施日から3か月以内のどちらか遅い日
15	枚方市外の医療機関で検査を受けましたが、助成の対象となりますか。	保険医療機関（保険診療を行う病院・診療所）であれば、市外の医療機関でも助成の対象となります。 ただし、先進医療の検査の場合は、保険医療機関であることに加え、検査を実施する医療機関として厚生労働省に届出又は承認がなされている医療機関に限ります。

(2) リスク因子の検査について

	質 問	回 答
16	夫婦が別居していて、別の市町村に居住しています。リスク因子の検査を実施しましたが枚方市で申請できますか。	検査開始日から申請日までの間、夫婦いずれかが枚方市に継続して住民基本台帳に記録されていれば申請できます。 なお、申請者は枚方市に継続して住民基本台帳に記録されている方になります。
17	リスク因子の検査の一連の検査期間の途中で市外転出する予定です。転出日までに申請すれば、検査が終了してなくても助成の対象となりますか。	転出予定などのご事情がある場合は、一連の検査の途中でも申請することができます。ただし、検査開始日から申請日までの間、夫婦いずれかが枚方市に継続して民基本台帳に記録されていることが条件ですので、転出日までに申請してください。
18	リスク因子の検査で、検査終了日は最後の検査の実施日又は当該検査の説明を受けた日となっていますが、一連の検査の最後の検査実施日が令和7年3月で当該検査の説明を受けた日が令和7年4月の場合、令和7年度の申請になりますか。	申請の年度については、申請日の属する年度となります。 具体的には令和7年3月31日までに申請された場合は、令和6年度の申請となり、令和7年4月以降に申請された場合は令和7年度の申請となります。 助成額は1年度につき上限5万円となっていますので、申請時期にご注意ください。

(3) 先進医療の検査について

	質 問	回 答
19	先進医療の検査を実施する医療機関として厚生労働省に届出又は承認がなされている医療機関はどこで確認できますか。	受診を希望される医療機関に直接問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページから最新の情報をご確認ください。 【先進医療A 24番、29番】 https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan02.html 